

寫

申連第七五號

昭和二十三年四月十五日

中國連絡調整事務局長代理  
連絡調整中央事務局長官殿

半月報第二卷第四號（自三月一六日）送附の件

當事務局半月報第二卷第四號別添の通り送附する

本信寫送附先 外務大臣 賠償廳長官

各連絡調整地方事務局及出張所長

終戦連絡中國事務局

外務大臣殿

別紙添付

五二

4.19

61482

0038

申連第七五號

昭和二十三年四月十五日

中國連絡調整事務局長代理  
連絡調整中央事務局長官殿

半月報第二卷第四號（自三月一六日）送附の件

當事務局半月報第二卷第四號別添の通り送附する

本信寫送附先 外務大臣 賠償廳長官

各連絡調整地方事務局及出張所長

終戦連絡中國事務局

便

事務局長及特

854

0039

RA'-0127

0207

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

1/5

昭和二十三年四月五日

執務半月報 第二卷第四號 (自三月一六日)

中國連絡調整事務局

0040

RA'-0127

0208

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

目次

一 政務 三頁

1. 英連邦軍司令官帰任

2. 英本國軍の引揚

3. 長島県米軍政部長の管内視察

二 経済 四頁

1. 山口県における直米買戻と米配給統制の欠陥

2. 英連邦軍全剩物資の日本政界に流出

3. 山下町米穀商の不正取引

4. 山下米穀商全剩車輦の不法使用

5. 佐米穀商輸入煙草配給手続の商業化

6. 主要食糧農産物販賣に對する公衆の注意

7. 農民現地視察

三 日軍軍施設 五頁

1. 日軍軍施設の位置

2. 日軍海軍小舟艇の位置

四 賠償 三頁

1. 賠償指定機械の撤去解除に關する指導令

2. 山口県賠償指定機械の撤去解除に關する指導令

又評価に關する打合せ

五 労働 三頁

1. 官公庁労働三手続と軍政部係官の意見

2. 全通労働三手続と当奉系局の意見

六 特殊財産関係 三頁

1. 山口県米穀商保管路奪自動車調査要示

2. 解散団体共助会財産の保全管理状況調査

七 文化関係 三頁

1. 民間伝教教育部ハルニ博士来日

2. 第五回国民体育大会誘致運動

九八八八、八七六六六

六六六五五四四三三三一一一頁

0041

RA'-0127

0209

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0042-1

一 政務関係

英連邦軍司令官帰任

英連邦軍司令官ロバートソン中將は本年一月二十日以来帰國中であつたが四月二日空路で帰着三日田島に帰任する。英連邦軍海外局の局長はついでに...

英本國軍の引揚

英本國への帰還將兵(七百八十名)がよひ家族を伴ひて三月二十日から今十八日...

廣島軍政部長管内視察

廣島軍政部長は三月十九日管内視察を行つた。三月二十日から今十八日...

尚右に同野、鉄道局側からも進駐軍用物資搬送にあつては、此種車は必要不足を...

道路改修 景況の状況は、之を以て三ヶ月前修修改修と申すものと認めらる。...

二 経済関係

山口県に於ける真鍮野茶配給統制の諸鉄路

三月十三日山口県及び山口軍政部長から山口県警務局長に宛てた電報に於ける...





を除くは労働関係調整法第三十八條に於て行政行為は爲し得ず、若しある右の二日と云ふ行為が行政行為であるは、その行政行為は法律違反に於てあるが、個人が職務服従としてその行政行為を執行するに依りては、その行政行為が法律違反であるか否かの決定は裁判官がすべきであり、又假令職務服従であるとしても、その行政行為の違法性を認め、その行政行為を無効とするものとは異なるものと説明し、更に其後結果の一日と云ふに於て、但し局長が裁判に附せらるるべき事案と指摘した。

之全通労働局長と労働局長希望意見  
三月三日中日軍政部長スライク大佐は、労働局長、代理の東野に求め三月十九日付から日本政府に於て労働局長の職務に附する中日の職員の下に於ける事項を即日文書で報告するよう指示があった。

三月三日付労働局長スライク大佐は、労働局長に指示し、若し労働局長は、労働局長の職務に附する中日の職員の下に於ける事項を即日文書で報告するよう指示があった。

三月三日付労働局長スライク大佐は、労働局長に指示し、若し労働局長は、労働局長の職務に附する中日の職員の下に於ける事項を即日文書で報告するよう指示があった。

三月三日付労働局長スライク大佐は、労働局長に指示し、若し労働局長は、労働局長の職務に附する中日の職員の下に於ける事項を即日文書で報告するよう指示があった。

三月三日付労働局長スライク大佐は、労働局長に指示し、若し労働局長は、労働局長の職務に附する中日の職員の下に於ける事項を即日文書で報告するよう指示があった。

三月三日付労働局長スライク大佐は、労働局長に指示し、若し労働局長は、労働局長の職務に附する中日の職員の下に於ける事項を即日文書で報告するよう指示があった。

三月三日付労働局長スライク大佐は、労働局長に指示し、若し労働局長は、労働局長の職務に附する中日の職員の下に於ける事項を即日文書で報告するよう指示があった。

三月三日付労働局長スライク大佐は、労働局長に指示し、若し労働局長は、労働局長の職務に附する中日の職員の下に於ける事項を即日文書で報告するよう指示があった。

三月三日付労働局長スライク大佐は、労働局長に指示し、若し労働局長は、労働局長の職務に附する中日の職員の下に於ける事項を即日文書で報告するよう指示があった。

三月三日付労働局長スライク大佐は、労働局長に指示し、若し労働局長は、労働局長の職務に附する中日の職員の下に於ける事項を即日文書で報告するよう指示があった。

三月三日付労働局長スライク大佐は、労働局長に指示し、若し労働局長は、労働局長の職務に附する中日の職員の下に於ける事項を即日文書で報告するよう指示があった。

三月三日付労働局長スライク大佐は、労働局長に指示し、若し労働局長は、労働局長の職務に附する中日の職員の下に於ける事項を即日文書で報告するよう指示があった。

三月三日付労働局長スライク大佐は、労働局長に指示し、若し労働局長は、労働局長の職務に附する中日の職員の下に於ける事項を即日文書で報告するよう指示があった。

三月三日付労働局長スライク大佐は、労働局長に指示し、若し労働局長は、労働局長の職務に附する中日の職員の下に於ける事項を即日文書で報告するよう指示があった。

三月三日付労働局長スライク大佐は、労働局長に指示し、若し労働局長は、労働局長の職務に附する中日の職員の下に於ける事項を即日文書で報告するよう指示があった。

三月三日付労働局長スライク大佐は、労働局長に指示し、若し労働局長は、労働局長の職務に附する中日の職員の下に於ける事項を即日文書で報告するよう指示があった。

三月三日付労働局長スライク大佐は、労働局長に指示し、若し労働局長は、労働局長の職務に附する中日の職員の下に於ける事項を即日文書で報告するよう指示があった。

三月三日付労働局長スライク大佐は、労働局長に指示し、若し労働局長は、労働局長の職務に附する中日の職員の下に於ける事項を即日文書で報告するよう指示があった。

三月三日付労働局長スライク大佐は、労働局長に指示し、若し労働局長は、労働局長の職務に附する中日の職員の下に於ける事項を即日文書で報告するよう指示があった。

三月三日付労働局長スライク大佐は、労働局長に指示し、若し労働局長は、労働局長の職務に附する中日の職員の下に於ける事項を即日文書で報告するよう指示があった。

三月三日付労働局長スライク大佐は、労働局長に指示し、若し労働局長は、労働局長の職務に附する中日の職員の下に於ける事項を即日文書で報告するよう指示があった。

